

ふるさと納税 による皆さ

子ども基金

—子ども・若者や子育て支援のために—

地域で子ども・子育てを支える社会づくりのために活用します。

【使い道】

- 外遊びの場と機会の充実
- 子どもの学びの支援
- 子どもを育む地域活動の支援
- 多様な若者の活動支援
- 子ども・子育て支援（全般）

【令和4年度の主な実績】

- 子どもの学び場運営スタートアップ事業への活用
主に、小学1～4年生の自主学習をサポートする活動を行う団体への助成に活用しました（10団体）。
- 子育て支援活動を行う団体への助成
妊娠中の方や乳幼児の親子の支援、子どもを中心とした多世代の地域交流等、子育て支援活動を行う団体への助成に活用しました（21団体）。

子どもの学び場で勉強した子どもたちの声



「学び場」には、優しい大人の人、面白い人もいっぱいいるんだ。

友達と一緒に宿題すると、なんだか楽しくなってくる。



☎子ども・若者支援課 ☎5432-2253 FAX5432-3016

地域保健福祉等推進基金 —福祉や市民活動のために—

誰もが安心していきいきと暮らせるまちづくりのために活用します。

【使い道】

- 高齢者、障害者に関わる施設・団体への助成
 - 保健福祉施設の建設または大規模な改修
- ☎保健福祉政策課 ☎5432-2292 FAX5432-3017



▲車いす対応の福祉車両

- NPO等と区が協働実施する事業への助成
- ☎市民活動推進課 ☎6304-3174 FAX6304-3597

【令和4年度の主な実績】

- 高齢者、障害者に関わる施設・団体の防災対策のための物品購入費の助成（6施設・団体）
- 介護職員の負担軽減のための物品（排泄補助器具等）購入費の助成（4施設・団体）
- 施設等利用者の安全性向上や事業充実のための福祉車両等購入費の助成（4台）
- NPO等と区が協働実施する事業への助成（6事業）

世田谷遊びと学びの教育基金

—教育内容の充実のために—

国際感覚豊かでICT技術に精通した創造性のある人材の育成を進めます。

【使い道】

- 海外教育交流派遣事業等その他の教育に係る事業の実施
- 乳幼児期からの多様な「遊びと学び」の研究及び実践に係る施策の実施

【令和4年度の実績】

- 小・中学生の英語学習プログラムへの参加費用の助成（小学生:60人、中学生:30人）

☎教育総務課 ☎5432-2652 FAX5432-3028

義務教育施設整備基金

—教育環境整備のために—

区立小・中学校の教育環境の整備に活用します。

☎教育総務課 ☎5432-2652 FAX5432-3028

みどりのトラスト基金 —みどりを守り、増やすために—

みどりの豊かさや潤いを実感できるような取組みを進めます。

【使い道】

- 羽根木公園の梅林管理
- 公園緑地用地の取得や整備
- 特別保護区の保安全管理



▲経堂五丁目特別保護区

【令和4年度の主な実績】

- 経堂五丁目特別保護区や神明の森みつ池特別保護区の保安全管理

☎みどり政策課 ☎6432-7902 FAX6432-7989

気候危機対策基金 —地球温暖化防止のために—

気候変動への適応促進や意識啓発を通じ、地球の温暖化対策を進めます。

【使い道】

- 省エネルギー化、再生可能エネルギーの利用促進（省エネ・再エネポイントアクション事業、エコ住宅補助事業の実施）
- 若者が情報発信する場の提供（環境フォーラム、若者環境デーの実施）
- 環境教育の推進（川の水と生きもの教室の実施）



☎環境計画課 ☎6432-7128 FAX6432-7981

寄附の方法

STEP① 寄附金の使い道を選択

寄附の使い道を1～3面に掲載の基金やプロジェクト等からお選びください。

STEP② 申込み

インターネットから

寄附ポータルサイト（ふるさとチョイス、さとふる）または区のホームページからお申し込みください。

入金方法 ●寄附ポータルサイト

→ クレジットカード、その他各種オンライン決済等

●区のホームページ

→ 納付書による支払い、銀行振込（手数料がかかる場合があります）

郵便・ファクシミリから

区のホームページから寄附申出書をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、お送りください（ご連絡いただければ、寄附申出書をお送りします）。

入金方法 ●納付書 ●現金持参

●銀行振込（手数料がかかる場合があります）

区へのふるさと納税について詳しくは、区のホームページをご覧ください。



申込み・問合せ先：経営改革・官民連携担当課 ☎5432-2190 FAX5432-3047 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

ふるさと納税は寄附金控除の対象です

区にふるさと納税をした場合、寄附額から2000円を除いた金額が、所得税や住民税の控除対象となります。控除上限額の目安は、所得や家族構成によって異なります。

控除の制度や計算方法は、[総務省ふるさと納税ポータルサイト](#)をご覧ください。

寄附金控除を受けるためには、原則として確定申告を行う必要があります。

確定申告の方法について詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。一定の条件を満たす給与所得者等は、確定申告が不要になる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」をご利用いただけます。

確定申告により寄附金控除を受ける場合のイメージ図

